ユースチャレンジ!コラボプロジェクト(若者版・市民協働事業提案制度) 採択事業検討会の運営について

1. 会議の公開について

・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第2号の規定により、検討会は原則として公開とします。ただし、「仙台市情報公開条例」第7条第5項の規定により、審議・検討・協議に関する情報を取り扱うため、一部非公開とします。

2. 議事録について

- ・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第3号の規定により議事録を 作成します。議事録は事務局が作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事 録署名委員が署名します。
- ・議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとします。担当委員が欠席 の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるもの とします。
- ・議事録は、市政情報センター及び区情報センター(宮城野区,若林区及び太白区に設置)で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開します。

3. 議事内容について

採択事業検討会(令和7年5月19日、5月22日)

令和7年度事業として申請のあった事業のプレゼン(公開)、審査(非公開)

4. 採択事業検討会について

(1) プレゼンテーション 公開

- ・事業ごとに、団体発表5分、質疑応答15分となります。
- ・団体に対して、以下の内容を賜りますようお願いいたします。
 - ○実施事業に関する質問
 - ○委員の皆様のご経験に基づいた、団体の今後の可能性に繋がるような意見 等

(2)協議(2日目) 非公開

- ・団体のプレゼンテーション終了後、同会場で机の配置を変更して行います。
- ・協議を始める前に、事務局より配布する採点集計表及び令和7年度予算等についてご 説明いたします。
- ・選定のための基準として、各評価項目における委員得点合計の平均点が30点満点のうち<u>5割(15点)以上を採択の目安</u>とします。評価項目に倍率は設けません。 また、予算に限りがあるため、15点以上の事業が必ずしも採択されるものではなく、 点数はあくまで目安として協議をお願いいたします。
- ・点数が著しく低い審査項目がある提案については、そのことのみをもって不採択とは せず、審査員意見を附して当該項目について改善を促すこととします。
- ・主に以下の内容についてご意見を賜りますようお願いします。
 - ○採択候補事業 : 実施にあたり留意いただきたい点 等
 - ○不採択候補事業:評価できる良かった点、今後の参考にして欲しい点 等
 - ○委員の皆様のご経験に基づいた、団体の今後の可能性に繋がるような意見 等